

# 幼児教育・保育の無償化

問 保育幼稚園課 (西館 1 階) ☎37・6109



令和元年10月から幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

## ～幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたち～

各施設に直接、小城市から無償化分の費用を支払います

### 対象者・利用料

- ◇ 3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
  - 保育園の無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園の利用料は、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちは、副食(おかず・おやつなど)の費用が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園を利用されている人は、月額25,700円まで無償化されますが、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要となりますので、保育幼稚園課にご確認ください。
- ◇ 0歳から2歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- ◇ 多子軽減制度は継続して適用します。



### 対象となる施設・事業

- ◇ 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育施設等)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。

## ～幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち～

利用の翌月以降に保育幼稚園課に支給申請が必要です

### 対象者・利用料

- ◇ 無償化の対象となるためには、小城市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。  
(注)「保育の必要性の認定」については、就労などの要件(認可保育園の利用と同等の要件)がありますので、保育幼稚園課にご確認ください。
- ◇ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。



## ～認可外保育施設等を利用する子どもたち～

利用の翌月以降に保育幼稚園課に支給申請が必要です

### 対象者・利用料

- ◇ 無償化の対象となるためには、小城市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。  
(注1) 保育園、認定こども園などを利用していない人が対象となります。  
(注2) 「保育の必要性の認定」については、就労などの要件(認可保育園の利用と同等の要件)がありますので、保育幼稚園課にご確認ください。
- ◇ 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

### 対象となる施設・事業

- ◇ 県に届出をした認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

## ～障害児通所支援事業所等を利用する子どもたち～

各施設に直接、小城市から無償化分の費用を支払います

- ◇ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

(注) 0歳から2歳までの非課税世帯の人は、これまでどおり無償で利用できます。

## ～無償化の適用となる種類～

全ての3歳～5歳児			住民税非課税世帯の0歳～2歳児		
	保育の必要性の認定を受けていない子ども [専業主婦(夫)家庭など]	保育の必要性の認定を受けた子ども [共働き、ひとり親で働いている家庭など]		保育の必要性の認定を受けていない子ども [専業主婦(夫)家庭など]	保育の必要性の認定を受けた子ども [共働き、ひとり親で働いている家庭など]
保育園(2号)	—	無償	保育園(3号)	—	無償
幼稚園(1号)	無償		認定こども園(2号・3号)	—	無償
認定こども園(1号・2号)	無償		地域型保育事業(3号) (小規模保育施設等)	—	無償
預かり保育 ※幼稚園、認定こども園の利用者	無償化対象外	幼稚園の利用に加え 11,300円/月まで 無償	障害児通園施設	無償	無償 ※幼稚園、保育園、認定こども園と併せて利用した場合も、ともに対象
障害児通園施設	無償 ※幼稚園、保育園、認定こども園と併せて利用した場合も、ともに対象				
認可外保育施設等 ※保育園、認定こども園を利用していない場合	無償化対象外	無償 37,000円/月まで	認可外保育施設等 ※保育園、認定こども園、地域型保育事業を利用していない場合	無償化対象外	無償 42,000円/月まで

## ～無償化の対象となる費用のイメージ～ ( : 無償化の対象)

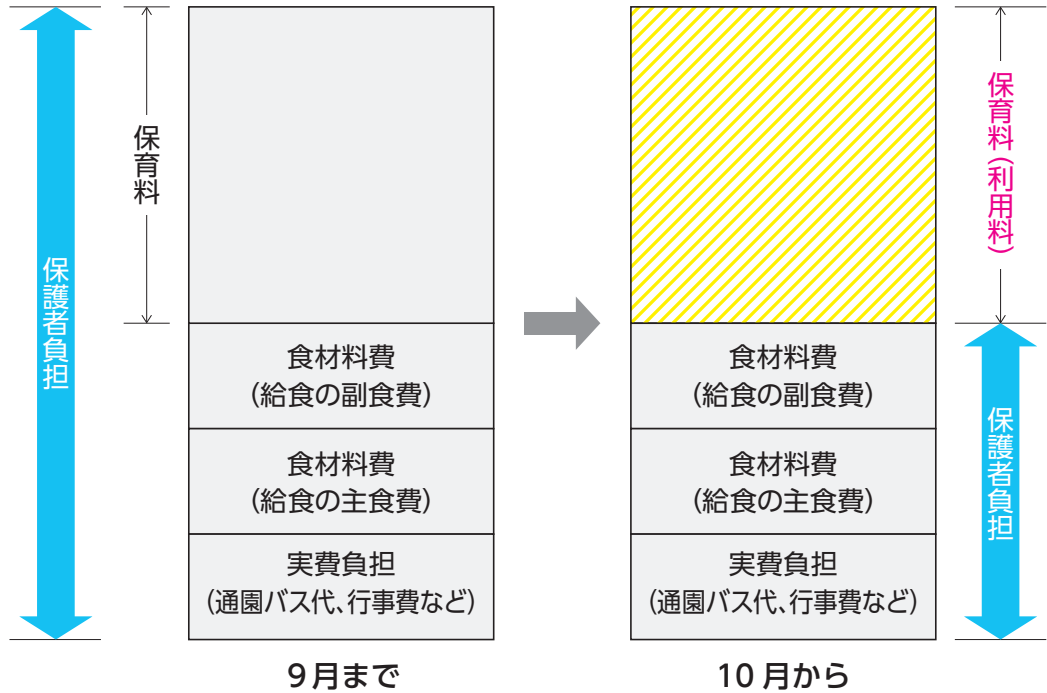
保育園などを利用する際に負担する費用のうち、保育料（利用料）にあたる部分が無償化の対象となります。

※食材料費（給食の副食費）は世帯によって、免除となる場合があります。

### 1号認定（教育利用の3歳以上の子ども）

該当する施設

- ・幼稚園
- ・認定こども園（教育利用）

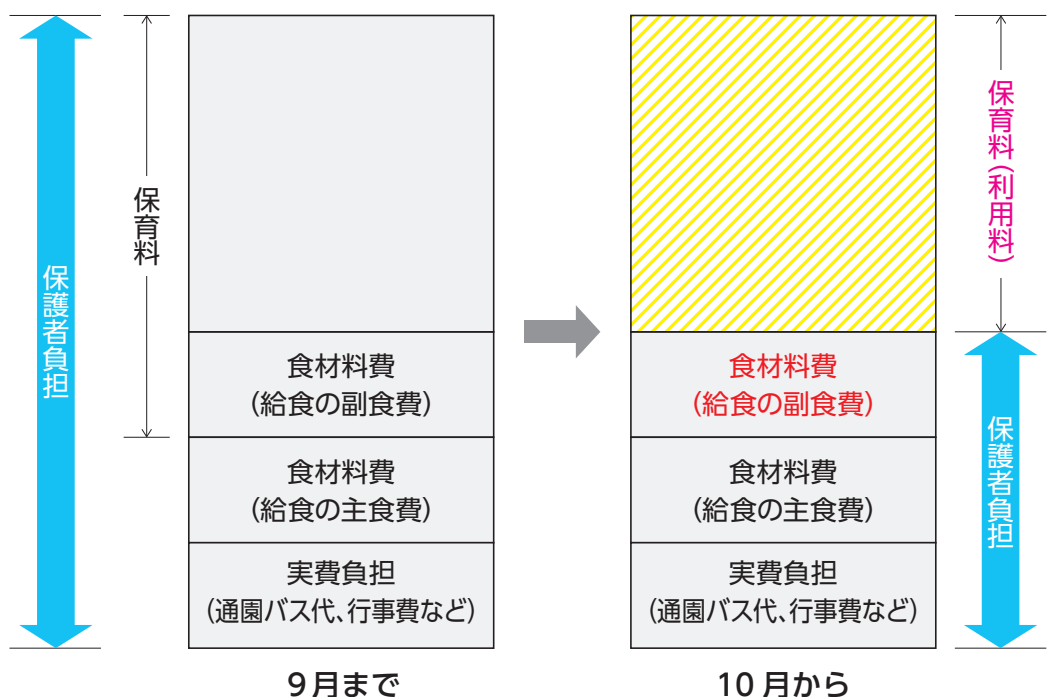


### 2号認定（保育利用の3歳以上の子ども）

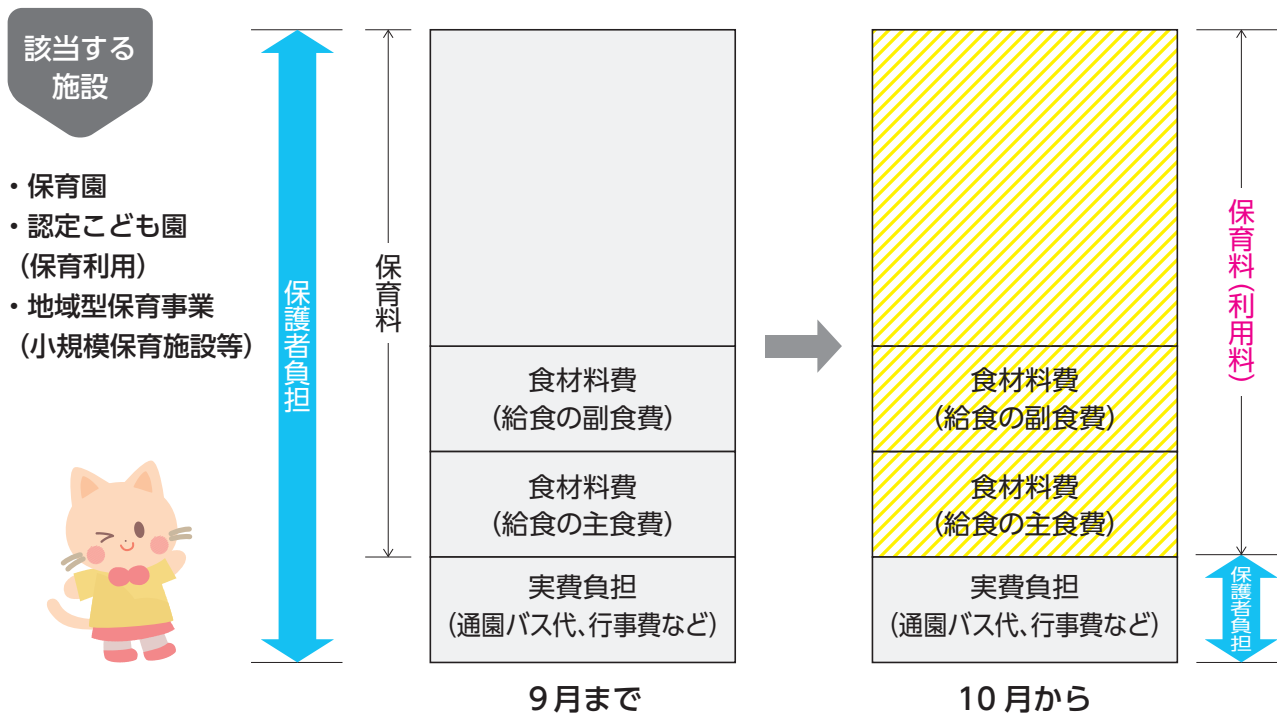
食材料費(給食の副食費)が、9月までは保育料に含まれていました。  
10月からは保護者負担に変わります。

該当する施設

- ・保育園
- ・認定こども園（保育利用）



## 住民税非課税世帯の3号認定(保育利用の3歳未満の子ども)



### 無償化開始までの手続き

#### 手続き内容

- ◇ 幼児教育・保育を無償化するための制度を「子育てのための施設等利用給付」といいます。  
この制度により給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

#### 手続きの時期

- ◇ 令和元年8月から幼児教育・保育の無償化に係る給付認定申請の受付を開始する予定です。詳細は、保育幼稚園課にご確認ください。

#### 手続きが必要な人

- ◇ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園を利用されている人
- ◇ 1号認定を受けて、幼稚園・認定こども園で預かり保育を利用されている人  
※「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ◇ 2号・3号認定を受けていない方で、認可外保育施設等を利用されている人  
※「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

#### 手続きが不要な人

- ◇ 1号認定を受けて、教育標準時間のみ利用されている人
- ◇ 2号・3号認定を受けている人  
※2号認定の人は、各園で食材料費の納付手続きが必要です。

令和2年度(令和2年4月～令和3年3月入園分)の入園申し込みの詳細は、  
広報『さくら』11月号に掲載予定です。